

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 9 月 4 日（金）第138号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令（森づくり推進課取扱い） 1
- 森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令（森づくり推進課取扱い） 3
- 保安林の指定施業要件の変更（2件）（森づくり推進課取扱い） 4
- 救急病院等の認定（2件）（保健医療福祉課取扱い） 5
- 県営土地改良事業の工事の完了（16件）（農地整備課取扱い） 5
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 7

公 告

- 落札者等の公告（市町村課取扱い） 8
- 令和 2 年度砂利採取業務主任者試験公告（商工政策課取扱い） 8
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 9
- 落札者等の公告（原子力安全対策課取扱い） 9
- 一般競争入札公告（管財課取扱い） 10

公 安 委 員 会 公 告

- 機械警備業務管理者講習実施公告（生活安全企画課取扱い） 13

告 示

鹿児島県告示第795号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により，次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市，鹿屋市，日置市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，始良市，南種子町，徳之島町，天城町及び伊仙町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 19 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し，又は管理する者は，当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか，又は当該樹木を伐倒してはく皮し，並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

- (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (3) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条、樹皮及び包装を焼却すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、令和3年3月19日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積	
		本又は株		立方メートル	
	ヘクタール				
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
年月日から 年月日まで		人夫	人	円	円
		薬剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第796号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除命令をする予定である。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

阿久根市、指宿市、西之表市、薩摩川内市、霧島市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 19 日まで

2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

3 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、2に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

4 その他

(1) 2に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 2に掲げる措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップャーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 2に掲げる措置を行った者は、令和 3 年 3 月 19 日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(4) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が2に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、2に掲げる措置を行うべき松林を所有し、又は管理する者が、1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

(7) 1の(1)の区域内において松林を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所
氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年月日から 年月日まで	人夫	人	円	円
		薬剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第797号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
始良市蒲生町白男字猿内3700番30
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第798号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成 9 年 2 月 7 日農林水産省告示第 216 号（二に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 799 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
米盛病院	鹿児島市与次郎一丁目 7 番 1 号

2 認定の有効期限

令和 5 年 8 月 27 日

鹿児島県告示第 800 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター	鹿児島市城山町 8 番 1 号

2 認定の有効期限

令和 5 年 8 月 25 日

鹿児島県告示第 801 号

土地改良事業県営水田転換特別対策（区画整理）伊仙地区の工事は、昭和 53 年 3 月 24 日に完了した。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 802 号

土地改良事業県営水田転換特別対策（区画整理）兼久地区の工事は、昭和 53 年 3 月 31 日に完了した。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 803 号

土地改良事業県営農免農道整備（農道整備）亀津地区の工事は、昭和 52 年 3 月 26 日に完了した。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第804号

土地改良事業県営農免農道整備（農道整備）西阿木名地区の工事は、昭和54年3月22日に完了した。

令和2年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第805号

土地改良事業県営農免農道整備（農道整備）目手久地区の工事は、昭和57年11月4日に完了した。

令和2年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第806号

土地改良事業県営農免農道整備（農道整備）西阿木名第二地区の工事は、昭和58年12月15日に完了した。

令和2年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第807号

土地改良事業県営過疎基幹農道整備（農道整備）中山地区の工事は、昭和56年8月1日に完了した。

令和2年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第808号

土地改良事業県営過疎基幹農道整備（農道整備）松原地区の工事は、昭和59年10月4日に完了した。

令和2年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第809号

土地改良事業県営過疎基幹農道整備（農道整備）糸木名地区の工事は、昭和57年7月5日に完了した。

令和2年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第810号

土地改良事業県営基幹農道舗装（農道整備）阿権馬根地区の工事は、昭和52年12月10日に完了した。

令和2年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第811号

土地改良事業県営基幹農道舗装（農道整備）第3徳和瀬地区の工事は、昭和56年2月10日に完了した。

令和2年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第812号

土地改良事業県営基幹農道舗装（農道整備）阿木名地区の工事は、昭和56年3月12日に完了

した。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第813号

土地改良事業県営高生産性土層改良（客土）神嶺地区の工事は、平成 7 年 9 月 5 日に完了した。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第814号

土地改良事業県営老朽溜池等整備（農業用排水）^{ため}南部地区の工事は、平成10年 3 月 17 日に完了した。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第815号

土地改良事業県営かんがい排水（農業用排水）母間地区の工事は、昭和39年11月30日に完了した。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第816号

土地改良事業県営かんがい排水（農業用排水）南部地区の工事は、昭和45年 3 月 31 日に完了した。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 2 年 9 月 4 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島東市来線	日置市東市来町美山字上水溜1271番地先から同市東市来町美山字赤生木1751番地先まで	令和 2 年 9 月 6 日

大隅地域振興局告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 9 月 4 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
つぼみ	鹿屋市吾平町麓	ライズ株式会社	鹿屋市東原町	草葉 正司	令和 2 年	生活介護

字馬渡1641番 1

6874番地 1

8 月 17 日

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県内ネットワーク通信機器の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部市町村課行政係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年 8 月 7 日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
福岡市博多区御供所町 1 番 1 号
- 5 落札金額
28,908,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 2 年 6 月 26 日

令和 2 年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第 1 項の規定により、令和 2 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 試験の期日
令和 2 年 11 月 13 日（金）午前 10 時から正午まで
- 2 試験の場所
鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）
- 3 試験科目
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験資格
制限はない。
- 5 試験手数料
8,100円
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 写真（出願前 6 月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
 - ウ 試験手数料（8,100円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）
 - (2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

7 提出書類等の受付期間

令和2年10月1日（木）から同月29日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和2年10月29日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市 名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し、合格証を郵送して行う。

10 その他

試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2111 内線2933）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

始良市平松字上福元水流3033番1の一部、3033番2の一部、3033番3、3034番、3035番、3036番、3037番、3038番3、3041番、3042番、3043番、3044番、8319番の一部、8320番及び8577番

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 始良市平松字上福元水流3033番3の一部、3034番の一部、3035番の一部、3036番の一部、3037番の一部、3038番3の一部、3041番の一部、3042番の一部、3043番の一部、8319番の一部及び8577番の一部

公園 始良市平松字上福元水流3035番の一部

水路 始良市平松字上福元水流3043番の一部及び3044番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

始良市宮島町11番地4

株式会社アイランドホーム

代表取締役 山口俊彦

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

電子計算機サービス及び関連のサービス（鹿児島県原子力災害時住民避難支援・円滑化システム（S A F E R）設計・開発業務委託（フェーズ1）） 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県危機管理防災局原子力安全対策課原子力防災対策係

鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 2 年 7 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社鹿児島支店
鹿児島市山之口町 3 番 31 号
- 5 随意契約に係る契約金額
320,980,000 円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号該当

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 9 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量
タブレットパソコン 3,589 台
 - (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年鹿児島県告示第 416 号）第 3 条又は第 4 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和 2 年 9 月 4 日から同月 25 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30

分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和2年10月15日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年10月15日午後2時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）会議室8-出-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

- ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 仮契約の締結

本物品等の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。
- (2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

14 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

15 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Tablets Keyboards Included:3,589Units
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:00 a.m. 15 October 2020

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

公安委員会公告

機械警備業務管理者講習実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和2年9月4日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

1 講習の実施期間

令和2年10月20日（火）から同月22日（木）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

2 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）

3 受講定員

10人（原則として、受付先着順とする。）

4 受講申込みの受付等

(1) 受付期間及び時間帯

ア 期間

令和2年9月15日（火）から同月18日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第4条に規定する別記様式第1号の機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

39,000円（39,000円分の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。）

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

5 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 6 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
 - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490